

# 造成宅地滑動崩落緊急対策事業（東日本大震災復興交付金）

## 事業概要

地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために滑動崩落防止の緊急対策工事に対する支援

## 補助対象

- ・東日本大震災により造成宅地に滑動崩落等が発生している箇所のうち、平成24年度末までに工事着手される地区における滑動崩落防止工事

## 補助要件

- ・地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 盛土面積が3,000m<sup>2</sup>以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
  - ロ 盛土をする前の地盤面の勾配が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの
- ・当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
  - イ 道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（指定市道及び迂回路のないものに限る（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。）、）、河川、鉄道
  - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
  - ハ 家屋10戸以上（当該盛土上に存するものは除く）

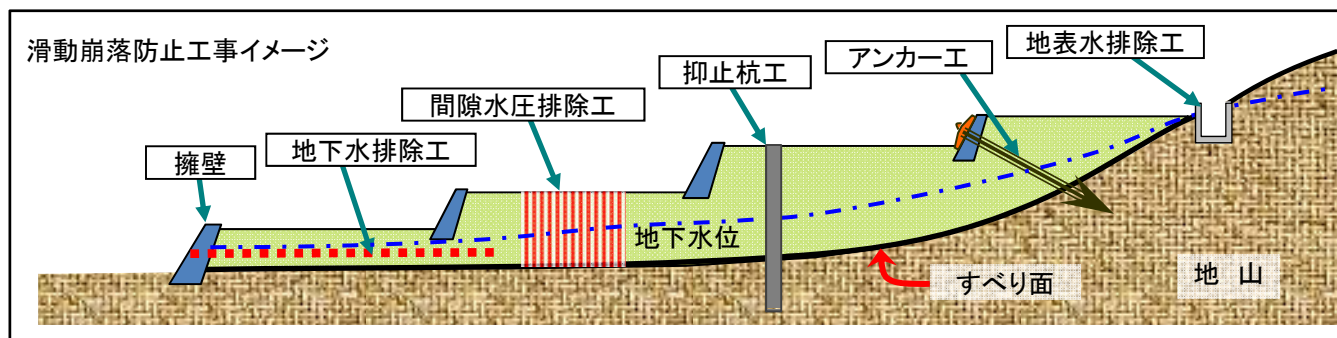
## 交付団体

地方公共団体

## 事業実施主体

地方公共団体

## 基本国費率



※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2（特別な場合は2/3※） ※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護  
地方公共団体と民間の負担割合については事業主体が任意に定めることが可能。